

別紙様式3（選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所）

江別市北海道議会議員選挙長告示2号

令和5年4月9日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和5年3月31日

江別市北海道議会議員選挙長 中井悦子

記

- 1 くじを行う日時 令和5年4月6日午後5時30分
- 2 くじを行う場所 江別市高砂町6番地 江別市役所第二別館1階 会議室